

静岡県と株式会社日本政策金融公庫との地方創生に係る包括連携に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と株式会社日本政策金融公庫（以下「乙」という。）は、地方創生の実現を図るため、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接に連携・協力して喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 地域産業の振興、中小企業等の支援に関すること
- (2) 企業誘致に関すること
- (3) 農林水産業の振興に関すること
- (4) 静岡県の情報発信に関すること
- (5) 創業支援に関すること
- (6) 女性の活躍推進に関すること
- (7) 災害対策支援に関すること
- (8) その他地方創生の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないとときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、または漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義のある場合は、甲及び乙は誠実に協議し、誠意をもってこれを処理する。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持する。

平成27年11月11日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

川勝平太

乙：静岡県静岡市葵区黒金町59番地6
株式会社 日本政策金融公庫
静岡支店 支店長

日本政策金融公庫